

## 防犯設備アドバイザー設置運営要綱の抜粋

### (任務)

第2条 アドバイザーは、愛知県民の安全意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、警察からの要請に基づき、防犯設備等に関し、次の活動を行う。

- (1) 一戸建住宅、集合住宅、事業所等の防犯設備に関する防犯診断・防犯指導活動
- (2) 防犯教室及び防犯関係の催し物会場等における防犯講演活動
- (3) その他、警察等が推進する地域安全活動の行事・活動への参加

### (委嘱)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる資格を備えている者を委嘱する。

- (1) 防犯設備士、総合防犯設備士の資格を有する者。
- (2) 錠前技術士として、日本ロックセキュリティ協同組合の組合員および、錠施工技師の資格を有する者。
- (3) 会長が防犯設備等に精通し、専門的な知識・技能を持つと認められた者。
  - 2 愛知県セルフガード協会会長（以下「会長」という。）は、愛知県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）と連名により委嘱する。
  - 3 会長は、2の委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式第1号）を交付し、会章、アドバイザー携帯用認証名札（別記様式第2号。以下「携帯用認証名札」という。）及び防犯設備アドバイザー腕章（別記様式第3号。以下「腕章」という。）を貸与する。
  - 4 会長は、アドバイザーを選考する場合には、あらかじめ生活安全部長と協議する。

### (証明)

第7条 アドバイザーは、次に掲げるものをもって身分を明らかにする。

- (1) 委嘱状
- (2) 会章、携帯用認証名札
- (3) 腕章、アドバイザー名刺

なお、試用期間のものは、アドバイザー腕章およびアドバイザー・スタッフ札を着用する。

### (任期)

第8条 アドバイザーの任期は、定期総会をもって区切りとし、原則として2年とする。

- 2 アドバイザーは、再任することができる。

### (任務)

第13条 アドバイザーは、次に掲げる事項をもって任務にあたる。

- (1) アドバイザーは、事務局及び派遣先警察署等担当者との連携を図り、効果的な活動の推進に努める。
- (2) アドバイザーは、任務を遂行する際は、携帯用認証名札及び腕章を着用して身分を明らかにして行う。
- (3) アドバイザーは、屋内等の居住者、管理者等の承諾が必要な任務を遂行する場合は、警察官同行の上、行う。
- (4) アドバイザーは、法律的な権限を有していないので、強制にあたると誤解されない様言動に注意する。
- (5) アドバイザーは、ボランティアであるので、特定の事業所の営業活動と誤解されないよう言動に注意する。